



マイナンバーの利用が始まります

問カードについて 市民課住民記録係 ☎⑤6755
制度について 総務課行政総務係 ☎⑤6719

いよいよ平成28年1月から、マイナンバーの利用が始まります。今後、主に社会保障・税の手続きの際にマイナンバーを記入していただくことがありますので、市役所での手続きがある場合には「通知カード」と「身分証明書」を持参してください。

❁たとえばこんなときに、あなたもマイナンバーを使います。

高齢者や障がい者など

- ・福祉や介護の手続き時に市役所へ
- ・後期高齢者医療の手続き時に市役所へ



従業員

- ・源泉徴収票を作成してもらう時に勤務先へ
- ・雇用保険や労働災害保険などの手続き時に勤務先へ



学生

- ・アルバイトの勤務先へ
- ・勤労学生控除の手続き時に勤務先へ



主婦・保護者

- ・パート・アルバイトの勤務先へ
- ・児童手当の申請時に市役所へ



保険加入者・株取引者など

- ・保険金の支払いや特定口座の開設などの手続き時に金融機関（証券会社、保険会社）へ



外国人

- ・中長期在留者や特別在留者などの外国人も税や社会保障等の手続きでマイナンバーを使います。



※マイナンバーを利用する詳しい手続きについては、それぞれ手続きが必要な市の担当課や国・県の機関などに直接お問い合わせください。

❁1月以降、個人番号カードの交付が始まります。

個人番号カードの申請をされたかたには、交付の準備が整い次第、1月中旬から順次、はがきで交付日時・場所などが記載された『個人番号カード交付・電子証明書発行通知書』を送付する予定です。

交付日時 はがきに記載されている日までの午前9時から午後4時

※交付手続きには、一人当たり20分程時間がかかります。混雑状況によっては、**受け付け終了時間前であっても受け付けできないことがあります**ので、あらかじめご了承ください。

ところ 市役所新館3階会議室

持参する物 はがき、通知カード、本人の身分証明書、（現在お持ちのかたは）住民基本台帳カード（代理人の場合は、上記に加えて本人が来庁困難であることを証する書類、委任状、代理人の身分証明書）

※カード交付時には英数字6～16文字と数字4桁の最低2種類の暗証番号の入力が必要となります。暗証番号をあらかじめ考えておきましょう。

❁マイナンバーに便乗した不正な勧誘や情報取得などに注意!!

市内でも、マイナンバーに関する詐欺未遂事件が発生しています。実際に高齢者の自宅に市職員をかたつて、マイナンバーを聞いて回っている人がいるとの情報も寄せられています。

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得には、十分にご注意ください。

市職員が電話や訪問をして、マイナンバーを聞き出したり、お金を請求したりすることは絶対にありません。不審な電話や訪問を受けたときは、すぐに警察署や市消費生活センターへ連絡してください。



マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

午前9時30分～午後10時（土日・祝日は午後5時30分まで）※12月29日～1月3日は対応していません。

マイナンバー制度の詳細はホームページでもご覧いただけます。

政府広報

検索